

声 明

特定秘密保護法の制定に反対する

日本原水爆被害者団体協議会

原爆被爆者は、1945年8月に投下された原爆によって殺され、傷つけられたうえに、「核の秘密」の壁によって、原爆傷害の治療もなされず、食べ物も、住む家も与えられず、命に関わる痛苦を長期にわたって強いられてきた。その体験のうえから、秘密保護法の制定を絶対に許すことはできない。

日本政府は原爆と知りながら戦争遂行の障害になるとして「原子爆弾」と報ずることを禁止し、被害も「相当の被害」「比較的僅少」と発表して事実を隠ぺいした。

日本の敗戦に伴って日本に進駐してきた米軍は、原爆による被害の事実を世界に知らせないため、プレスコードを発令して、報道統制をおこなった。日本のマスコミはもちろん、外国の報道機関も、全てマッカーサー司令部の検閲の下でしか、原爆に関わる報道はできなかった。

赤十字国際委員会駐日代表のマルセル・ジュノー博士が、広島の惨状を目の当たりにし全世界からの救援募金運動、資材調達を組織するよう赤十字国際委員会に要請した電報さえ、マッカーサー司令部は打電を禁止し、一切の救援行動を妨害した。

さらに日本人は、政令325号によって、占領目的に反する行為は厳しい処罰を受けた。このため、原爆による被害の事実が日本国民に公開されたのは、1952年（昭和27年）夏が初めてであった。この7年間、原爆被害者は、日本国民の誰にも知られることなく、国による何の保護も受けることなく、自分と、身の回りにいるわずかな親戚、友人、知人に支えられて生きるほかなかった。

1954年（昭和29年）3月1日のビキニ水爆実験は、アメリカの核兵器が巨大な被害を生み出すことを世界に知らせた。ところが死の灰を浴びた漁船員は、スパイ容疑で取り締まりを受けた。1000隻にも及ぶ日本の漁船が死の灰の被害を受けたにもかかわらず、日米政府は医療も補償もせず、このため多くの漁船員が放射線障害の病で死んでいった。

1972年、沖縄が日本に返還されたときには、「核付き返還」といわれた。しかし、核兵器の所在は嚴重な秘密のベールに包まれ、その所在を確かめようとした報道関係者が取り締まりを受けた。

1968年（昭和43年）1月、佐藤栄作総理が非核3原則（核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず）を打ち出したものの、「核の持ち込み」はまったく検証がなされないまま、今日に至っている。

核兵器生産の過程で多くの核被害者が作り出されていると考えられる。また、世界各地でおこなわれてきた核兵器実験の結果、各地で多くの被害が発生していると考えられる。だが、その実態は公開されていない。実験場には堅い警戒態勢が作られ、政府の発表以外に実態を知るすべがない。

今日、原子力発電の事故が相次いでいる。しかし、その被害の実態も公開されていない。

秘密保護法がつくられると、いまでさえ秘密だらけの核による事故が、いつそう隠蔽されることは明白である。

国家の秘密が生み出す恐ろしさを体験してきた被爆者として、われわれは、秘密保護法の制定に絶対に反対であることを声明する。

日本原水爆被害者団体協議会

東京都港区芝大門 1-3-5-902

TEL03-3438-1897